

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与
する取引に関する取扱い(案)」等に対する意見

企業会計基準委員会 御中

江黒公認会計士事務所
公認会計士 江黒 崇史

小職は、この度公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)等に対して、以下の通り意見を申し上げます。

質問 1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

有償ストック・オプションは(以下、「有償新株予約権」という。)平成 20 年頃から徐々に事例が散見されるようになり、IPO を志向するベンチャー企業から上場企業まで広く普及している制度であると理解している。

他方で、平成 18 年 5 月 1 日から適用された企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下、「ストック・オプション会計基準」という。)において、職務執行や労働サービスの対価として発行される新株予約権は、ストック・オプション会計基準の範囲に含まれるとして、その発行に伴い発行会社は株式報酬費用を計上してきた。従って、有償新株予約権が職務執行や労働サービスの対価として発行されているかどうかは本件の論点であると考えられる。

まず、有償新株予約権は、従業員等が新株予約権をその公正価格(時価)で取得する取引であるが、これにより何らかの財産上の利益を受けるということにはならない。

将来的な自社株式の値上がり益は、有償新株予約権の発行価格に反映されているという

前提のもと、会社法上の有利発行には該当しないという整理で発行されているのが通常の実務である¹。

また、有償新株予約権が報酬に該当するの点について法律家ではない者の立場からは完全に疎明することは困難を極めるが、ストック・オプション会計基準においては、報酬とは企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として従業員等に給付されるものと定義されている(ストック・オプション会計基準第2項第4号)。従って、有償新株予約権に労働や業務執行等の対価性がある場合にはストック・オプション会計基準に基づいて処理を行うこととなるが、そのような対価性を有しない場合には企業会計基準適用指針17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に従って会計処理を行うことが適当と考えられる。

ストック・オプション会計基準では、ストック・オプションに対価性を明確に反証しない限り、対価性が存在しないことを立証することができないとされている(ストック・オプション会計基準第29条)。つまり、報酬としての対価性があることが当然の前提として、偏った解釈のみで基準が整備されているようにも読み取れる。有償新株予約権の発行にかかる動機は様々なものが考えられるが、少なくとも報酬以外の目的を以って採用している事例も存在していると思われるため、そのようなケースの発行事案も含めて全て報酬としてストック・オプション会計基準の範囲に含めようとするのは、実務の感覚からは強圧的な印象を受ける。

そのため、有償新株予約権を画一的に報酬取引と同一視することを提案する本質問に同意することは難しいと考える。また、同様の理由から質問2乃至4についても同意しない。

¹ 有償新株予約権の発行価格は、独立した第三者評価機関等に算定を依頼して、新株予約権の理論的な価値の情報を取得して決定することが通常の実務であるが、発行価格がその公正価値を下回っている場合には会社法上の有利発行に該当する可能性が生じ、対応する会計処理も異なる可能性があると考えられる。

質問5(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】非上場会社の取扱いにおける特例の必要性

「報酬」を明確に定義しているストック・オプション会計基準は、会社法上の報酬概念に照らした検討を踏まえて、ストック・オプションが職務執行や労働サービスの対価として付与される場合に適用すると規定されている。

本公開草案は、実務対応報告による開発が進められているが、ストック・オプション会計基準における報酬の定義を見直さない限り、実質的な議論は不可能であると考えられる。

仮に、このまま実務対応報告による開発が進められるのであれば、非上場会社の取扱いにおける特例の適用(企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」13項)が認められるのか明らかにされることが望まれる。これは、平成29年6月15日に日本公認会計士協会から提出された意見にも記載されている通り、当該特例が本公開草案に明確に記載されることが実務においても望まれていると考えられ、小職もこれを同様に提案する。

【意見】国際財務報告基準(IFRS)上の取扱いとの差異に関する問題点

本公開草案では、勤務条件が付されていなくても業績条件が付されている有償新株予約権は、報酬としてその適用範囲に含めるとされているが、IFRSでは、有償新株予約権に従業員等の一定期間の勤務を求める条件(勤務条件)がなければ報酬として認識しない整理で規定されている。

コンバージェンスの観点から、会計基準間の差異を拡げるような取り扱いは望ましくなく、再考されることを期待する。

以上